J A M 政策NEWS

2022年6月2日 第2022-19号

 【発
 行】J
 A
 M

 【発行責任者】中
 井
 寛
 哉

【編 集】総合政策グループ

TEL: 03-5860-6150

E-Mail: seisaku@jam-union.jp

下請法違反 「4,962 件処理 | 価格転嫁に係る業種分析報告

公正取引委員会及び中小企業庁は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取り組みとして、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、事例、実績、業種別状況等について、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を取りまとめ5月31日に公表した。

全業種 12,692 件が対象となり、その内製造 業は 4,962 件となった。

違反別では、「減額」713件、「買いたたき」 419件となっている。

製造業に対する処理件数 (4,962件)の内訳		
業種	件数	割合
生産用機械器具製造業	801件	16.1%
金属製品製造業	799件	16.1%
はん用機械器具製造業	411件	8.3%
輸送用機械器具製造業	330件	6.7%
化学工業	280件	5.6%
電気機械器具製造業	277件	5.6%
食料品製造業	237件	4.8%
印刷・同関連業	225件	4.5%
プラスチック製品製造業	183件	3.7%
繊維工業	178件	3.6%
その他の製造業	152件	3.1%
その他	1,089件	21.9%
合計	4,962件	100%

「買いたたき」の事例

①金属製品製造業:家具等に用いる金属部品の加工を下請事業者に委託している金属製品製造会社は、最低賃金が引き上げられたことを理由に下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、自社のコスト上昇につながることは受け入れられないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

②輸送用機械器具製造業:輸送機械の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

価格転嫁の達成状況業種別のランキング

価格転嫁の状況が相対的に良くない業種は、 トラック運送、印刷、自動車・自動車部品、建 設、機械製造などとなった。

順位	業種
1位	金属
2位	放送コンテンツ
3位	化学
4位	素形材
5位	紙·紙加工
6位	食品製造
7位	情報サービス・ソフトウェア
8位	統維
9位	電気·情報通信機器
10位	建材·住宅設備
11位	流通 小売
12位	機械製造
13位	建設
14位	自動車・自動車部品
15位	印刷
16位	トラック運送

JAMは、「価値を認めあう社会へ」の取り組みを継続するとともに、公正取引委員会、中小企業庁の取り組み強化を求めていく。